

## 令和 5 (2023) 年度 埼玉県主任介護支援専門員研修

## 居宅（施設）サービス計画書等提出書類一式

- 申込時に、受講者自身の作成した居宅（施設）サービス計画書等を 1 事例分、提出していただきます。提出していただく目的は「主任介護支援専門員研修ガイドライン 平成 28 年 11 月」（厚生労働省）に基づきます。
- 【提出にあたっての注意】
- ① 提出いただく居宅（施設）サービス計画書等は、原則として提出期限日から遡って過去 1 年以内にケアマネジメントした事例とします。
  - ② 提出にあたっては、個人情報保護の観点から、担当介護支援専門員以外の人名は、イニシャルに置き換えて、個人を特定できないようにして下さい。なお利用者及び家族の性別と年齢、続柄は残し、生年月日は消して下さい。医療機関や施設、サービス提供事業所等の名称は、イニシャルに置き換えて、特定できないようにして下さい。

\*\*\*\*\*下記のうち、ご自分が当てはまる方でご提出ください\*\*\*\*\*

- 居宅介護支援事業所や介護保険施設等で、要介護 1～要介護 5 の利用者のケアプランを作成されている方。

- 1 厚生労働省の定める標準書式による、直近の「居宅（施設）サービス計画書 第 1 表、第 2 表、第 3 表」。1 年以内に作成したものがない場合は、協会までご相談下さい。
- 2 提出の「居宅（施設）サービス計画書」に連動する「主治医意見書」のコピー。主治医意見書のコピーが提出できない場合は協会までご相談下さい。
- 3 提出の「居宅（施設）サービス計画書」に連動する直近のサービス利用票 1 ヶ月分。

- 指定介護予防支援事業所で、要支援 1～2 の利用者及び事業対象者の介護予防サービス・支援計画書等のケアプランを作成されている方。

- 1 「介護予防サービス・支援計画書」
- 2 提出の「介護予防サービス・支援計画書」に連動する「主治医意見書」のコピー。主治医意見書のコピーが提出できない場合は協会までご相談下さい。
- 3 提出事例の「介護サービス・支援計画書」に連動するサービス利用票があれば、直近のサービス利用票 1 ヶ月分。